

医療法人フジタ
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
グループホーム「ポプラ」
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(あま市 指定 第 2397600061 号)

当事業所は利用者に対して(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

当サービスの利用は、原則として介護が必要と認定された方が対象となります。

< 目 次 >

【290325】

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 事業所従業者の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	6
7. 運営推進会議の設置	7
8. 協力医療機関など	7
9. 非常火災時の対応	8
10. サービス利用にあたっての留意事項	8
11. 身体拘束の廃止	8
12. 個人情報の管理	8
13. 虐待に関する事項	8

1. 事業者

(1) 事業者名	医療法人フジタ
(2) 事業者所在地	愛知県名古屋市緑区鳴海町字尾崎山43-640
(3) 電話番号	052-623-4005
(4) 代表者氏名	理事長 鈴木 哲朗
(5) 設立年月日	平成 13 年 3 月 2 日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所 平成29年3月25日 あま市指定 第2397600061号
(2) 事業所の目的	認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
(3) 事業所の名称	医療法人フジタ グループホーム「ポプラ」
(4) 事業所の所在地	愛知県あま市七宝町伊福河原136番地
(5) 電話番号	052-462-1772
(6) 管理者	金井 ちずえ
(7) 当事業所の運営方針	利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、家庭的な環境と地域住民との交流を図りながら必要な日常生活上の援助を行います。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
(8) 開設年月	平成29年 3月 25日
(9) 登録定員	1ユニット9人 × 2ユニット
(10) 居室等の概要	当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

設備の種類	居室数
個室	9室×2ユニット
居間 食堂 台所 浴室	
防火設備 自動火災報知器 避難誘導灯 消火器 ガス漏れ探知機 スプリンクラー	

※ 上記は、厚生労働省令等関係法令が定める基準により、グループホームに必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

あま市 全域

※ 上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

(2) 通常の営業時間

サービス提供時間	24時間体制
日中時間帯	5時～21時

※ 受付・相談については、9時～17時

4. 事業所従業者の配置状況

当事業所では、利用者に対して介護サービスを提供する以下の事業所従業者を配置しています。

<主な事業所従業者の配置については、指定基準を遵守しています。>

職種	人数	職務の内容
1. 管理者	1人	事業所従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
2. 計画作成担当者	2人以上	介護計画を作成する
3. 介護従業者	8人以上	日常生活の介護・支援
4. 看護師	1人以上	健康チェック等の医務業務

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(介護保険の給付対象となるサービス)
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合
(介護保険の給付対象とならないサービス)

「サービス内容」

サービス区分と種類	サービスの内容	
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成	<p>1 サービスの提供開始時に、利用者的心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成します。</p> <p>2 利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。</p> <p>3 （介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。</p> <p>4 （介護予防）認知症対応型共同生活介護計画中に 1 度はモニタリングを行う。</p> <p>5 計画作成後においても、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。</p>	
食事	<p>1 摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。</p> <p>2 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。</p> <p>3 食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し食事をとることを支援します。</p>	
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	1 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。
	入浴の提供及び介助	<p>1 1週間に 2 回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。</p> <p>2 寝たきり等で座位のとれない方は、機械浴での入浴を提供します。</p>
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。
	離床・着替え・整容等	<p>1 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。</p> <p>2 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。</p> <p>3 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。</p> <p>4 シーツ交換は、定期的に週 1 回行い、汚れている場合は隨時交換します。</p>
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。

	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
機能訓練	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
健康管理		1 医師による診察日を設け、利用者の健康管理につとめます。
若年性認知症利用者受入サービス		若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者ごとに担当者を定め、その者を中心にその利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。
その他		<p>1 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。</p> <p>2 良好的な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、外食、行事等を共同で行うよう努めます。</p> <p>3 利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。</p> <p>4 常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。</p> <p>5 常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。</p>

「サービス利用料金」

(1) 介護保険適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割又は2割又は3割がご契約者の負担額となります。ご契約者の負担額については別紙「利用料金表」に記載しております。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下の利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①家賃	1,680円/日
②食費	朝食 310円/回 昼食 620円/回 おやつ 100円/回 夕食 520円/回
③光熱水費	510円/日 共用部分の光熱水費は除きます。 また、外泊などにより、当該事業所に終日いない日に限っては、光熱水費を頂戴しません。
④共益費	660円/日
⑤日常生活費	255円/日
⑥その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適當と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの。

- ※月途中における入退居について日割り計算としています。
- ※利用者が入院した場合の利用料は、家賃のみいただきます。
- ※利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付します。
- ※法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付します。
- 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な料金に変更することがあります。

「利用料金のお支払い方法」

前記（1）（2）の料金・費用は一ヶ月ごとに計算された請求書金額を次のいずれかにより、お支払いください。

支払い方法

- (a) 事業所での現金支払（翌月 25 日までに）
- (b) 銀行振込（翌月 25 日までに）

「銀行振込の場合」

銀行 名古屋銀行 鴻仏目支店（銀行番号 0543 支店番号 156）

口座 普通預金 3346492

名義 医療法人フジタ 理事長 鈴木 哲朗

- (c) 銀行口座自動引落（事前に口座振替依頼書を記入、提出）

所定の用紙に記入いただきますと、毎月 20 日（金融機関が休日の場合、翌営業日）に口座引落となります。

「入退居に当たっての留意事項」

- 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護（要支援者）であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。
 - ①認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - ②認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。
- 入居申込者が入院治療を要すること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- 利用者が入院した場合、2週間を経過しても退院の目途がたたない場合は、原則として退去の手続きを行います。
- 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連續性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

6. 苦情の受付について

(1)当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

受付窓口（担当者）

管理者 金井 ちずえ

受付時間 毎週 月曜～金曜日（9：00～17：00）

また、ご意見箱を玄関に設置しています。

TEL 052-462-1772

FAX 052-443-1177

(2)行政機関その他苦情受付機関

・あま市 高齢福祉課

受付時間 月曜～金曜日（8：30～17：15）

祝日、年末年始を除く

〒497-8602 愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地

TEL 052-444-3141

FAX 052-443-3555

・愛知県 国民健康保険団体連合会 介護福祉室 苦情調査係

受付時間 毎週 月曜～金曜日（9：00～17：00）

ただし、12：00～13：00を除く)

〒461-8532 愛知県名古屋市東区泉1丁目6番5号

TEL 052-971-4165

FAX 052-962-8870

7. 運営推進会議の設置

（介護予防）認知症対応型共同生活介護のサービスの提供状況については、定期的に報告するとともに、その内容などについての評価、要望、助言を受けるため、また1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として施設自ら実施するサービスについての評価・点検（自己評価）の結果について、第三者の観点からサービスの評価を行うため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成 利用者 利用者の家族 地域住民の代表 あま市職員 地域包括支援センター

職員 グループホームについて知見を有する者など 事業所従業者

開催 概ね2ヶ月ごとに開催予定

記録 運営推進会議の内容、評価、要望、助言等の記録を作成保存します。

8. 協力医療機関など

各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状等の急変に備えて以下の医療機関等を協力医療機関として連携体制を整備しています。

<協力医療機関・施設>

後藤医院

診療科目 内科・小児科

住所 愛知県あま市七宝町伊福河原 140
TEL 052-444-2133

ゴトウ歯科クリニック
住所 愛知県あま市七宝町伊福参ノ割 20-2
TEL 052-442-5522

医療法人フジタ 介護老人保健施設フジオカ
住所 愛知県豊田市御作町振ヶ洞 1157-1
TEL 0565-76-7801

医療法人フジタ 介護老人保健施設フジタ
住所 愛知県名古屋市緑区鳴海町字尾崎山 43-640
TEL 052-623-3914

9. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応します。

また、ご契約者も参加した避難訓練を年2回行います。

<消防用設備>

自動火災報知機 避難誘導灯 消火器 ガス漏れ探知機 スプリンクラー

<地震、風水害発生時の対応>

事業所が策定する防災計画により対応します。

10. サービスの利用にあたっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証および負担割合証を提示してください。

事業所内の設備や器具は本来の用途に従ってご利用ください。是に反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

他の利用者の迷惑になる行為等はご遠慮ください。

所持金品は、自己の責任で管理してください。

事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

11. 身体拘束の廃止

事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止します。但し、当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、利用者または家族に同意を得ます。またその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由をカルテに記載します。

12. 個人情報の管理(秘密保持)について

業務上知り得たご契約者やご家族の個人情報は、ご契約者・ご家族の同意なく、また正当な理由なく、第三者に漏らすことは致しません。他のサービス提供事業所への情報提供など正当な理由がある場合でも、あらかじめご契約者やご家族より書面による同意をいただ

きます。

13. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための事業所従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの相談体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これをあま市に通報します。

グループホーム「ポプラ」

小規模多機能型居宅介護施設「ふくじゅそう」

重度化した場合における対応に係る指針

1. 重度化に関する考え方

ご利用者の意思やご家族の意向を尊重し、精神的支援を十分に配慮しながら、「寄り添う心」をもってケアする。可能な限り変わらぬ環境で生活が継続できるよう、日常的に健康管理に留意します。

ご利用者及びご家族と話し合いを行い、医療機関等との連携及びチームケアを推進し、ご利用者の生活の質の維持に努めます。

2. 重度化対応の体制

重度化に伴う必要な医療・ケアに対応するため、協力医療機関とともに連携体制を確保します。

①協力医療機関：後藤医院

②看護職員　　：グループホーム「ポプラ」・小規模多機能型居宅介護施設「ふくじゅそう」に常勤として配置し、日常的な健康管理や医療機関等との連絡・調整を行います。

③多職種によるチームケア

- ・重度化しても「その人らしい」生活を送ることができるよう、ご利用者及びご家族とともに、変化に応じたケアプランを作成します。
- ・ケアプランに基づき、ご利用者の状態に応じたケアを行います。

3. 看取り介護に関する考え方

ご利用者が終末期を迎えた場合、安らかな最期を迎えることができるよう、ご家族と共に

相談の上、看取りの方法を一緒に考えていきます。

①医学的な処置をしても治癒の見込みがない場合、ご本人及びご家族等の希望があれば、グループホーム「ポプラ」・小規模多機能型居宅介護施設「ふくじゅそう」で最期を迎えるよう援助します。

②ご家族は重要なケア方針者であると同時にケア参加者と考え、可能な限り家族参加を促します。

③病気により耐えられない苦痛を伴う場合や、ご家族がご利用者の症状を見て病院への搬送を希望される場合は、その希望に応じます。

4. 重度化対応（看取り介護）の支援内容

①苦痛症状のコントロール

- ・さする、マッサージをする
- ・安楽な体位を工夫する
- ・環境（光・音楽・匂い・飾り）を整える

②コミュニケーション

- ・積極的な傾聴を心がけ、心理的苦痛を受け止める
- ・寄り添うことで、寂しさや不安の軽減に努める
- ・スキンシップを図る

③身体の清潔、褥瘡予防

- ・可能な限り入浴をする（清拭など）
- ・口腔ケアを実施する
- ・整容・美容の維持に努める

④水分、栄養の摂取方法

- ・食事は、ご利用者が好むものを優先して、できる限り口から摂取してもらう
- ・経口摂取が不可能になった場合は、点滴を実施するが、点滴ルートの確保が困難な場合は中止を検討する

⑤家族へのケア

- ・状態の説明をこまめにする
- ・家族の身体的、精神的負担の軽減に努める
- ・看取り介護の同意書作成（別紙）

5. 職員研修

ご利用者の重度化に対応するために、介護技術、専門知識を習得することを目的とした施設内及び外部研修への参加を促します。

6. 入院中における食費・居住費の取り扱い

- ① 家賃：入所期間中と同額をご利用者にご負担いただきます
- ② 食費：入院初日及び退院日は、入所期間中と同額をご利用者にご負担いただきます

7. その他

退所後サービス利用の無い月に利用料金の請求が発生する可能性があります。